



## TIPLO News

2024 年 11 月号(J303)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw) もぜひご活用ください。

### 今月のトピックス

- 01 海賊版「導航王」で不当利得は 1100 万新台湾ドル超、4 人を著作権法違反で送検
- 02 2023 年 WIPO と TIPO の特許出願受理動向の比較分析
- 03 億光から IP 侵害で提訴されるも、展晟照明が勝訴
- 04 暗号解読版 Switch ゲーム機を販売した男に、4 ヶ月の実刑判決
- 05 スマホケースを巡る争議、DEVILCASE に公平交易法違反で 100 万新台湾ドルの賠償金支払い命令判決

### 台湾ハイテク産業情報

- 01 PSMC が AMD との提携による 3D AI ファウンドリプランを発表 AI 市場開拓に意欲

### 台湾知的財産権関連の判決例

- 01 特許実案意匠  
意匠無効審判の証拠能力認定 - 入札文書は「公然実施」を構成
- 02 著作権  
テレビチャンネルの著作権を侵害、台湾安博の創業者に懲役 4 年、損害賠償 1.3 億新台湾ドルの判決

## 今月のトピックス

J241017X3

### 01 海賊版「導航王」で不当利得は 1100 万新台幣ドル超、4 人を著作権法違反で送検

刑事警察局の知的財産権偵査大隊 (Intellectual Property Rights Investigation Corps) は 2024 年 10 月 16 日に、有名ナビアプリの著作権侵害事件を解決したと発表した。本件は彰化地方検察署の指揮の下、刑事警察局が捜査を行った事件であり、悪徳業者が著作権者の開発した著作物 (ナビアプリ「導航王 (Naviking)」) に対して同意、使用許諾を得ずに不正に複製防止暗号を解読した後、ディスプレイオーディオにインストールし、SNS で宣伝するとともに、台湾全土の店舗にて著作権侵害のディスプレイオーディオを販売していた。

調べたところ、何〇〇は中国から大量にディスプレイオーディオを輸入して、台湾全土に 4 店舗 (台中市、彰化県、台南市) を開設し、海賊版ナビアプリをインストールしたディスプレイオーディオを提供した。2019 年 8 月から警察に検挙されるまで 1000 台以上の「導航王」著作権侵害ディスプレイオーディオを販売しており、不当利得は 1100 万新台幣ドル超に上り、著作権法益の侵害は重大である。

捜査チームは長期にわたって監視と証拠収集を行い、何〇〇らがディスプレイオーディオを販売する店の場所や関連の拠点を把握した後、2024 年 7 月に捜査令状を持って、4 カ所の営業場所と住居等を搜索し、何〇〇ら計 4 人を出頭させて取調べを行い、著作権法違反の罪で台湾彰化地方検察署に送検した。

告訴人が差押品を鑑定した結果、本件差押品の実体数とファイル数が膨大であり、顧客に提供したディスプレイオーディオの型番の種類が多いことに加え、著作権を侵害されたナビアプリも 6 バージョンと多く、概算で権利侵害の市価総額は 15 億新台幣ドルを上回るものとみられる。(2024 年 10 月)

J241024Y1

### 02 2023 年 WIPO と TIPO の特許出願受理動向の比較分析

經濟部知的財産局 (TIPO) は 2024 年 10 月 24 日に「2023 年 WIPO と TIPO の特許出願受理動向の比較分析」を発表した。2023 年世界知的所有権機関 (WIPO) が受理した特許協力条約 (PCT) に基づく国際特許出願件数は約 27 万 2600 件 (予測値) に上り、前年比で 1.8% 減少し、13 年続いていた成長が止まった。一方、TIPO は 5 万 854 件受理し、前年比で 1.2% 増となった。

WIPO は知的財産権保護を目的とする国連の専門機関である。出願人は PCT 国際出願制度を通じて特許を出願するだけで、(特許を取得したい) 複数の PCT 締結国へ国内移行して審査を請求でき、(各国の指定官庁が) 特許権を付与できるかを審査して決定する。

#### 一、2023 年 WIPO と TIPO の特許出願は、それぞれ「コンピュータ技術」と「半導体」が最多

2023 年 WIPO が受理した特許出願の技術分野別にみると、「コンピュータ技術」が全体の 10.2% を占めて最も多く、「デジタル通信」が 9.4%、「電子機械、電気装置、電気エネルギー」が 7.9% でそれに次いでいる。TIPO は「半

導体」のシェアが 15.0%で最も多く、「コンピュータ技術」が 9.1%、「電子機械、電気装置、電気エネルギー」が 6.1%でそれに続いた。WIPO の特許は 35 の技術分野に区分されており、「コンピュータ技術」には AI、クラウドコンピューティング等の演算技術が、「デジタル通信」には 5G/6G 通信、衛星通信等の有線、無線及びデジタル画像通信が、「電子機械、電気装置、電気エネルギー」には照明、基本的電気素子、電気エネルギーを蓄積するための方式、電力給電または電力配電のための回路装置及び技術が、「半導体」には半導体装置、プロセス及び技術が、それぞれ含まれている。

各主要国（地域）の WIPO における特許出願の技術分野別内訳をみると、中国は「デジタル通信」（15.6%）、米国は「コンピュータ技術」（12.9%）がそれぞれ最多で、日本とドイツは「電子機械、電気装置、電気エネルギー」が最も多く、それぞれ 11.3%と 11.8%を占めており、韓国は「電子機械、電気装置、電気エネルギー」と「デジタル通信」が同率（11.2%）で最も多かった。台湾、中国、米国、日本、韓国は TIPO に対する特許出願のうち「半導体」が最も多く、それぞれの国における「半導体」の占有率は 12.5%～25.7%であった。

## **二、2023 年 PCT 特許出願はファーウェイ（中国）が七連覇、TIPO への特許出願は TSMC が五連覇**

2023 年 WIPO 特許出願の公開件数を出願人別にみると、中国のファーウェイが 6494 件で七連覇を達成し、韓国のサムスン（3924 件）、米国のクアルコム（3410 件）がそれに次いだ。TIPO については、台湾積体回路（TSMC）が 1582 件で五連覇を達成し、米国のアプライド・マテリアル（794 件）、韓国（747 件）がそれに続いている。WIPO と TIPO の出願人トップ 10 にはいずれもサムスンとクアルコムが入っている。

## **三、2023 年 WIPO 出願人トップ 10 の多くは「デジタル通信」を重視、TIPO 出願人トップ 10 の多くは「半導体」の出願が最多**

2023 年 WIPO 出願人トップ 10 それぞれの特許出願公開件数を技術分野別みると、ファーウェイを始めとする 6 社が「デジタル通信」分野に積極的に出願している。ファーウェイについては「デジタル通信」が 41.8%で最も多く、「コンピュータ技術」（22.7%）と「電気通信」（9.5%）がそれに次いでおり、三分野の合計は 74.0%に達している。TIPO 出願人トップ 10 については、TSMC を始めとする 6 社は「半導体」が最も多く、とくに TSMC は「半導体」が 78.1%を占めている。

サムスンは WIPO で「デジタル通信」が最も多いのに対して、TIPO では「半導体」が最も多く、ポートフォリオの重点が明らかに異なっている。一方、クアルコムは WIPO と TIPO のいずれにおいても「デジタル通信」が最も多く、ポートフォリオに大きな差は見られなかった。

## **四、2023 年台北－新竹地区の出願人による特許出願が内国出願人全体の 72.4%を占め、台北－新竹地区の発明者は WIPO 特許出願の科学技術クラスターランキングで 37 位に**

2023 年の TIPO 特許出願件数を県市別にみると、新竹市が 4842 件で最も多く、過去最高を記録した。台北市（3058 件）、新北市（2989 件）がそれに次いでいる。台北－新竹地区の出願人による特許出願件数は、内国出願人全体の 72.4%を占めている。さらに WIPO のここ 5 年間（2019～2023 年）の統計に

よると、台北－新竹地区の発明者は WIPO の「上位 50 の PCT クラスタ（Top 50 PCT Clusters）」ランキングにおいて 37 位だった。（2024 年 10 月）

## J241014Y1

### 03 億光から IP 侵害で提訴されるも、展晟照明が勝訴

「舞光 (DANCELIGHT)」は展晟照明 (Jan Cheng Lighting) グループが 2008 年に台湾で立ち上げた照明製品のブランドである。2022 年 11 月から現在まで、億光電子工業股份有限公司 (Everlight Electronics., Ltd.、以下「億光」) は LED チップ設計製造に関する計 5 件の IP (特許と意匠) が侵害を受けたとして、台湾における多くの照明メーカーと販売業者を相手取り次々と提訴し、台湾の照明業界を震撼させた。

億光は展晟照明と「舞光」ブランド製品の北部地区の販売代理店 (水道電気材料の販売店 3 社) が IP 侵害の「舞光」製品を販売したとして 3 件の訴訟を提起し、合計 2 億 3000 万新台湾ドルの賠償金を請求していた。2 年近くにわたる訴訟を経て、知的財産及び商事裁判所は 2024 年 7 月 31 日、億光の特許 3 件 (特許番号は TWI553264B、TWI644055B 及び TWI665406B) には登録を取り消すべき事由があるとして、億光に敗訴の判決を下した。2024 年 9 月 30 日に同裁判所は億光が意匠 2 件 (意匠登録番号 TWD191225S 及び TWD193225S) に基づいて提起した訴訟についても、億光の請求と仮執行宣言申立てを棄却するとの判決を下した。(2024 年 10 月)

## J241017Y3

### 04 暗号解読版 Switch ゲーム機を販売した男に、4 カ月の実刑判決

台北市の林〇〇 (男) は「任天堂 Switch」ゲーム機の複製防止暗号を解読し、ネットショップにて顧客に複製防止措置 (暗号) 解読に係る技術サービスを提供していた。台北地方裁判所は審理の末、著作権法第 96 条の 1 第 2 号に定める公衆に複製防止措置解読に係る技術サービスを提供した罪により、4 カ月の懲役に処し、罰金に転換することができ、不当利得の 249 万 2000 新台湾ドルを没収するという判決を下し、付帯する民事の部分では、任天堂株式会社に 186 万 9000 新台湾ドルに支払うよう命じ、さらに上訴できるとの判決を下した。

判決によると、林被告人は日本の任天堂株式会社が販売する「任天堂 Switch」ゲーム機には、読み取ったゲームカセットが任天堂の製造した又はライセンス製造した正規版のソフトウェアであるかを検査する複製防止措置があり、違法コピー版のゲームカセット又は海賊版ゲームソフトが保存されているメモリカードを Switch ゲーム機にセットするとゲームソフトを執行できないことを知っており、林被告人は 2022 年 1 月 8 日から 2023 年 9 月 9 日までの間に、まずオンラインモールの淘宝网 (Taobao) で複製防止暗号を解読するための MOD チップやフラットフレキシブルケーブル (FFC) を台湾に輸入し、その後オンラインモールの蝦皮 (Shopee) にアカウント名「sadamamo」で「超人電玩工作室」ネットショップを開設し、顧客に複製防止措置解読に係る技術サービスを提供した。

林被告人は、自分はプロの販売者ではなく、営業登記をしていないため発票（領収書）を提出することができず、それが提供する改造サービスの価格については、顧客が Switch ゲーム機を持っていない場合、まずは Switch ゲーム機を購入し、改造した後に自分で顧客に送付し、1 台当たりの価格は約 1 万新台湾ドル余りであったが、起訴状に記載されている 686 万 6384 新台湾ドルの犯罪収益は大部分がコストであり、Switch ゲーム機、メモリカード、MOD チップ及び部品、蝦皮の取引手数料等のコストを差し引くと、実際に儲けた金額は販売額の約 3.2%にすぎず、かつ他人に架空の取引件数を増やしたり、ロコミを書き込んでもらったりしたため、犯罪収益は 686 万 6384 新台湾ドルには程遠いと主張した。弁護士も、林被告人はショップで顧客のために改造したことを除き、正規版の Switch ゲーム機を販売し、Switch ゲーム機を修理するサービスも提供しており、本件の犯罪収益は 686 万 6384 新台湾ドルではないはずであると主張した。

裁判所は、本件の犯罪収益の認定は明らかに困難であり、推算により犯罪収益を認定する必要があるとあり、裁判ファイル内の客観的事実証拠により、林被告人に最も有利な方法で犯罪収益を推算し、毎回少なくとも 4000 新台湾ドルの対価で改造サービスを提供したとして、合計 623 件提供したため、不当利得は少なくとも 249 万 2000 新台湾ドルとなり、刑法により没収を宣告すべきである、と判断した。（2024 年 10 月）

## J241025Y4

### 05 スマホケースを巡る争議、DEVILCASE に公平交易法違反で 100 万新台湾ドルの賠償金支払い命令判決

愛進化科技股份有限公司（Evolutive Labs Co., Ltd.、以下「愛進化公司」）のスマホケースブランド「RHINOSHIELD（犀牛盾）」と迪摩凱斯國際股份有限公司（Devilcase Co., Ltd.、以下「迪摩凱斯公司」）のブランド「DEVILCASE（悪魔盾）」はいずれも消費者から高い人気を得ているが、双方は iPhone11 用ケースの不正コピーを巡り法廷で争い、愛進化公司是迪摩凱斯公司在商品形態を模倣したと主張し、迪摩凱斯公司とその代表者に連帯で 100 万新台湾ドルの賠償金を支払うよう請求した。一審と二審では愛進化公司在勝訴し、迪摩凱斯公司に対して模倣した特定の「悪魔盾防摔殼」（以下、「DEVILCASE ver.1」）、「DEVILCASE 悪魔防摔殼二代」（以下、「DEVILCASE ver.2」）商品の販売を禁止するとともに、公式サイトとフェイスブックのファンページに本件民事判決の当事者氏名、裁判事由及び主文を掲載し、公開期間を掲載から 1 カ月間とするよう命じる判決が下された。迪摩凱斯公司是これを不服として最高裁判所に上告したが、棄却され、迪摩凱斯公司是三連敗を喫し、判決が確定した。

「RHINOSHIELD」と「DEVILCASE」はいずれも iPhone スマホケースとして有名であり、RHINOSHIELDは2018年8月に次々と発表、発売された iPhone XR、iPhone11、iPhone11 Pro 及び iPhone11 Pro Max に対して専用ケースの「Mod NX」シリーズを発売し、業界初の「フレームと背面プレートのモジュール化設計」を採用した。「Mod NX」スマホケースが発売された後、DEVILCASE も 2019 年 1 月に同じシリーズの iPhone 向けに「DEVILCASE ver.1」を発売し、2020 年 9 月には新バージョンを発売して「DEVILCASE ver.2」と命名し、それ以前の「DEVILCASE ver.1」と区別した。

RHINOSHIELD ブランドを経営する愛進化公司是迪摩凱斯公司に商品の形態を模倣された他、「スマホ試着室（原文：手機試衣間）」という革新的なオンライン販売手法も模倣されたため、消費者に誤認混同を生じさせ、RHINOSHIELD の市場シェアは縮小し、グッドウィルも損害を受けたとして、迪摩凱斯公司を相手取り提訴することを決定し、「Mod NX」の形態を模倣した iPhone XR/iPhone11 対応のスマホケース「DEVILCASE ver.1」と「DEVILCASE ver.2」を製造、販売しないよう請求するとともに、迪摩凱斯公司とその代表者李哲緯に連帯で賠償金 100 万新台湾ドルを支払うように請求した。

双方は長年にわたり法廷で争い、一、二審では迪摩凱斯公司の模倣が認められ、敗訴判決が下された。その後、迪摩凱斯公司の代表者である李哲緯は三審に上告する意向を示した。最高裁判所は 2024 年 10 月 25 日に判決を下し、迪摩凱斯公司是原審判決が不当かつ違法であると空虚に指摘しながら、該判決が違背する法令及び具体的な内容を示しておらず、上告は合法ではないとして、最終的に上告を棄却した。（2024 年 10 月）

## 台湾ハイテク産業情報

J241023Y5

### 01 PSMC が AMD との提携による 3D AI ファウンドリプランを発表 AI 市場開拓に意欲

AI コンピューティングにおける高性能と低消費電力の需要に向けて、Powerchip Semiconductor Manufacturing Corporation（以下 PSMC）が AP Memory と提携し、2024 年 10 月 22 日 3D AI ファウンドリ戦略を発表した。多層ウェーハスタック、高容量インターポージャー製造技術をもって、American Advanced Micro Devices（AMD）、第一線ロジックファウンドリ及び大規模パッケージング テストプラント（OSAT）のパートナーとなり、AI ビジネスチャンスの獲得に全力で挑む。また、既に新しいテクノロジーは受注を開始しており、2025 年後半には徐々に生産量も増える見込みである。同社の新しい銅鑼工場は、新規顧客の成長ビジネスチャンスに対応するため、新しい設備を次々と導入している。

AP Memory の董事長陳文良氏は、AI のコンピューティング能力はメモリの帯域幅に比例しており、コンピューティングのエネルギー消費とメモリのエネルギー消費にも高度な相関関係があると指摘した。現在主流の 2.5D テクノロジーは帯域幅とエネルギー消費の点で問題を抱えているが、PSMC の 3D AI ファウンドリテクノロジーは、帯域幅とエネルギー消費の限界を打ち破り、10 倍以上の帯域幅を達成し、ビットあたりの消費電力を 90%以上削減した。

3D AI ファウンドリ戦略発表会で、PSMC の董事長黃崇仁氏は、ロジックファウンドリ、メモリファウンドリ、3D AI ファウンドリ、FAB IP が将来の同社の四大主要事業軸になると述べた。従来のロジック、メモリファウンドリ事業、3D AI ファウンドリ事業も、新世代の AI コンピューティングソリューションを共同開発するために、世界レベルの AI テクノロジー企業と技術的研究を重ねていると語った。（2024 年 10 月）

## 台湾知的財産権関連の判決例

### 01 特許実案意匠

#### ■ 判決分類：特許実案意匠

#### I 意匠無効審判の証拠能力認定 - 入札文書は「公然実施」を構成

#### ■ ハイライト

参加人は2020年10月13日を「シャッタースラットの耐風フック（原文：捲門片之防風鉤）」を以って被告（經濟部知的財産局）に意匠登録を出願し、被告は意匠（以下「係争意匠」）の登録査定を下した。その後原告（無効審判請求人）は係争意匠が登録査定時の専利法第122条（意匠要件規定）に違反しているとして無効審判を請求した。被告が審理した結果、「無効審判請求の不成立」の審決を下した。原告はこれを不服として、行政訴願を提起したが棄却され、手順を踏んで行政訴訟を提起した。知的財産及び商事裁判所は、原処分と訴願決定をいずれも取り消し、被告に係争意匠に対して無効審判請求成立の審決を行うよう命じる判決を下した。

知的財産及び商事裁判所の裁判要旨は次の通り：

原告が提出した証拠2（原告が台湾檢驗科技股份有限公司（SGS Taiwan Ltd.）に委託して行った「シャッター用耐風フック」引張強度試験報告書）又は証拠3（原告が台湾檢驗科技股份有限公司に委託して行った「二層台風対応シャッター」引張強度試験報告書）はいずれも政府公開入札案件の公開入札文書であり、政府電子調達サイト（原文：政府電子採購網）からダウンロードして入手することができる。また上記公開入札文書における工程説明図には、耐風フックが開示されている斜視図、右側面図、上面図（平面図）がいずれもある。かつ上記公開入札文書における「耐風フック」の図面の公開日及び該公開入札の工程説明図における「耐風フック」図面により製作及び使用された実物サンプルの公然実施日は、いずれも係争意匠の出願日より早く、係争意匠にとっての先行技芸（先行意匠）であるため、証拠2又は証拠3はいずれも証拠能力を有する。さらに、証拠2又は証拠3はいずれも係争意匠と類似の外観を有し、同じ物品に応用され、類似の意匠に該当し、係争意匠の新規性欠如を証明するに十分である。よって、上記裁判所は原告が（1）原処分及び訴願決定を取り消す、（2）被告は係争意匠に対して無効審判請求成立の審決を行うように請求することには理由があり、許可すべきであると認めた。

#### II 判決内容の要約

知的財産及び商事裁判所行政判決

【裁判番号】112年度行專訴字第20号

【裁判期日】2024年1月18日

【裁判事由】意匠登録無効審判

原告 鑄宏工程有限公司（CH TECH ENGINEERING CO., LTD.）

被告 經濟部知的財産局

参加人 光超建材工業有限公司 (GUANG CHAO IND CO., LTD.)

上記当事者間の意匠登録無効審判事件について、原告は經濟部 2023 年 3 月 23 日付経訴字第 11217300640 号訴願決定を不服とし、行政訴訟を提起し、本裁判所は参加人に訴訟への参加を命じた。本裁判所は次の通り判決する。

## 主文

- 一、訴願決定及び原処分を取り消す。
- 二、被告は意匠第 D213677 号「シャッターブラットの耐風フック（原文：捲門片之防風鉤）」無効審判事件（審判番号：109305671N01）について、「無効審判の請求は成り立ち、登録を取り消す」と審決せよ。
- 三、訴訟費用は原告の負担とする。

## 一 事実要約

参加人は 2020 年 10 月 13 日に「シャッターブラットの耐風フック（原文：捲門片之防風鉤）」を以って被告に意匠登録を出願し、第 109305671 号出願として審査が行われ、登録査定が下され、第 D213677 号意匠登録証（以下、「係争意匠」）が交付された。その後原告は係争意匠が登録査定時の専利法第 122 条第 1 項及び第 2 項に該当し、意匠登録要件に違反しているとして無効審判を請求した。被告が審理した結果、2022 年 11 月 22 日付（111）智專三（一）03038 字第 1121152580 号無効審判審決書を以って「無効審判請求の不成立」の審決を下した。原告はこれを不服として、行政訴願を提起したが、經濟部は 2023 年 3 月 23 日付経訴字第 11217300640 号訴願決定書（以下、訴願決定）を以って棄却したため、原告は不服として本訴訟を提起した。

## 二 両方当事者の請求内容

- （一）原告の請求：（1）原処分及び訴願決定を取り消す。（2）被告は係争意匠について、「無効審判の請求は成り立ち、登録を取り消す」の処分をせよ。
- （二）被告の答弁：原告の請求を棄却する。

## 三 本件の争点

原告が提出した証拠 2、3、又は 5 は証拠能力を有し、係争意匠の新規性が欠如し、専利用法第 122 条規定に違反することを証明するに十分であるか否か。

- （一）原告の請求の原因：省略；判決理由の説明を参照。
- （二）被告の主張の理由：省略；判決理由の説明を参照。

## 四 判決理由の要約

（一）専利法第 141 条第 3 項本文には「意匠権について無効審判を請求できる事情は、その登録査定時の規定による」と規定されている。係争意匠は 2021 年 5 月 10 日に登録査定が下されており、取消原因の有無は、登録査定時に有効であった 2019 年 5 月 1 日に改正が公告され、同年 11 月 1 日に施行された専利法（以下「登録査定時の専利法」）を以って判断すべきである。登録査定

時の専利法第 122 条第 1、2 項には：「(第 1 項) 産業上利用できる意匠は、次に掲げる事情の一に該当しなければ、本法により出願し、意匠登録を受けることができる：出願前に同一の又は類似の意匠が刊行物に記載された場合。出願前に同一の又は類似の意匠が、公然実施された場合。出願前に公然知られた場合。(第 2 項) 意匠に前項各号の事情がない場合であっても、その意匠の属する技芸分野における通常の知識を有する者が出願前に先行技芸に基づいて容易に想到し得るとき、意匠登録を受けることができない」と規定されている。

(二) 係争意匠の技術分析：

1.意匠の内容（主な図面は添付資料 1 に示す通り）：係争意匠は図に示されるような「シャッタースラットの耐風フック」であり、斜視図及び正面図、背面図からみると、それは凸形に曲折したアーチ形状の外観を呈し、本体上面に 3 個の丸孔を有し、本体両側面にはウイング部が設けられ、このように全体の意匠が構成されている。

2.意匠権の範囲：意匠権の範囲は「物品」及び「外観」で構成される。係争意匠の登録公告の図面により、明細書の「意匠の名称」、「物品の用途」及び「意匠の説明」を参酌すると、係争意匠が応用される物品はシャッタースラットの耐風フックであり、外観は各図から構成される意匠全体の形状である。

(三) 主な無効審判の証拠：（主な図面は添付資料 2 の通り）

1.証拠 2

証拠 2 は原告が台湾檢驗科技股份有限公司（SGS Taiwan Ltd.）に委託して行った「シャッター用耐風フック」引張強度試験報告書である。原告は、証拠 2 は政府の公開入札案件で必要とされるサンプル試験報告書であり、前記試験報告書に表示されている工事名「『障地工事』32-3 營區建設工事」の公開入札文書であり、政府電子調達サイトからダウンロードして入手することができ、前記公開入札文書には工程説明図があり、その図面名称が「二層亜鉛メッキ鋼シャッター標準詳細図」であり、耐風フックが開示されている斜視図、右側面図及び上面図（平面図）がいずれもあると主張している。

証拠 2 の試験報告書で測定されているサンプル「シャッター用耐風フック」は確かに前記「『障地工程』32-3 營區新建工程」の工程説明図における「耐風フック」図面により製作及び使用された実物サンプルであり、前記公開入札文書の工程説明図における「耐風フック」図面は 2014 年 9 月 12 日に公開され、かつ前記公開入札の工程説明図における「耐風フック」図面により製作及び使用された実物サンプルは 2017 年 3 月 31 日前に公然実施され、係争意匠の出願日（2020 年 10 月 13 日）よりも早く、係争意匠にとっての先行技芸であるため、証拠 2 は証拠能力を有する。

2.証拠 3

証拠 3 は原告が台湾檢驗科技股份有限公司（SGS Taiwan Ltd.）に委託して行った「二層台風対応シャッター」引張強度試験報告書である。

原告は、証拠 3 は政府の公開入札案件「左營基地中興營區等新建工程」の電動シャッター及び防煙スクリーン材料/設備に係る審査資料に付された「二層ステンレスシャッター（二）引張強度試験報告書」であり、政府の電子調達サイトからダウンロードして入手することができ、前記公開入札文書には工程説

明図があり、その図面名称が「電動金属シャッター詳細図」であり、耐風フックを開示する斜視図、右側面図及び上面図（平面図）がいずれもある、と主張している。

前記公開入札文書の工程説明図における「耐風フック」図面は2019年9月5日に公開され、かつ前記「耐風フック」の実物サンプルは2020年5月28日前に公然実施され、係争意匠の出願日より早く、係争意匠にとっての先行技芸であるため、証拠3は証拠能力を有する。

### 3.証拠5

証拠5の電子メール送信日は2018年10月17日であり、係争意匠出願日より早い、原告と参加人との私信であり、その内容は双方だけが知るところであり、外界が知り得るものではない。付されている「電動二層亜鉛メッキ鉄鋼シャッター」工程説明図について、原告はいずれの政府公開入札案件の工程説明図かを説明しておらず、それが対外的に公告されたものなのか、又は公然実施されたものなのか、又は公然知られるものなのか等を確認できず、証拠5が係争意匠出願前に公開されたものであると認定し難く、証拠5は証拠能力を有しない。

#### （四）争点の分析

証拠5が証拠能力を有さず、係争意匠の新規性欠如を証明するに不十分であることを除き、証拠2又は証拠3は係争意匠の新規性欠如を証明するに十分である：

#### 1.証拠5は係争意匠の新規性欠如を証明するに不十分である

調べたところ、証拠5が証拠能力を有しないのは前述した通りであるため、証拠5は係争意匠の新規性欠如を証明するに不十分である。

#### 2. 証拠2は係争意匠の新規性欠如を証明するに十分である

（1）物品に関する同一又は類似の判断：係争意匠と証拠2は同一の物品である。

（2）外観に関する同一又は類似の判断：係争意匠と証拠2の対応する内容を比較すると、両者はいずれも「凸形に曲折したアーチ形状の本体」、「該本体に設けられた3個の丸穴の形状」及「該本体の両側面に設けられたウイング部とフライス加工部」等の共通の特徴があり、普通の消費者が関連の商品を選択・購入する時の観察と認知を以って、その全体の外観と証拠2の外観は明確に差異を区別できず、両者は類似の視覚的印象を有し、係争意匠と証拠2の外観は類似していると言える。

（3）以上の通り、両者の類似した外観が同じ物品に応用されており、類似の意匠に該当し、証拠2は係争意匠の新規性欠如を証明するに十分である。

#### 3.証拠3は係争意匠の新規性欠如を証明するに十分である

（1）物品に関する同一又は類似の判断：係争意匠と証拠3は同一の物品である。

（2）外観に関する同一又は類似の判断：係争意匠と証拠3の対応する内容を比較すると、両者はいずれも「凸形に曲折したアーチ形状の本体」、「該本体に設けられた3個の丸穴の形状」及「該本体の両側面に設けられたウイング部とフライス加工部」等の共通の特徴があり、普通の消費者が関連の商品を選択・購入する時の観察と認知を以って、係争意匠の前述した共通の特徴により、そ

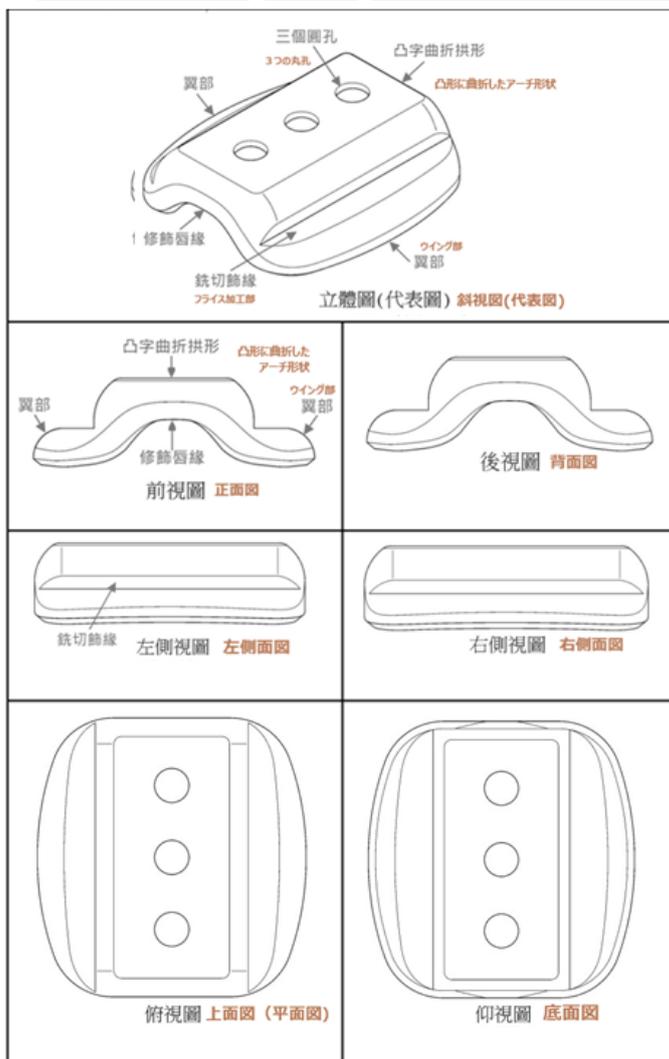
の全体の外観と証拠 3 の外観は明確に差異を区別できず、両者は類似の視覚的印象を有し、係争意匠と証拠 3 の外観は類似していると言える。

(3) 以上の通り、両者の類似した外観が同じ物品に応用されており、類似の意匠に該当し、証拠 3 は係争意匠の新規性欠如を証明するに十分である。

(五) 以上の次第で、原告が提出した証拠 2 又は証拠 3 は係争意匠の新規性欠如を証明するに十分であり、原処分及び訴願決定を取り消し、被告が係争意匠について無効審判請求成立の審決を下すように原告が請求することには理由があり、許可すべきである。2021 年 12 月 8 日改正公布の知的財産事件審理法第 1 条、行政訴訟法第 104 条、民事訴訟法第 82 条により、主文の通り判決する。

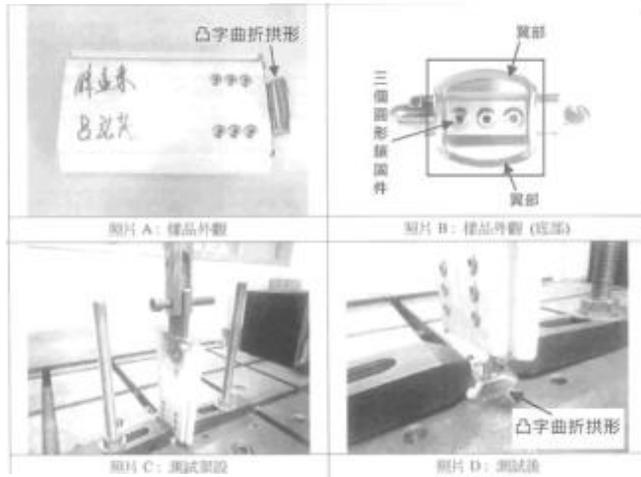
2024 年 1 月 18 日  
知的財産第一法廷  
裁判長 蔡惠如  
裁判官 吳俊龍  
裁判官 陳端宜

#### 添付資料 1：係争意匠の図面

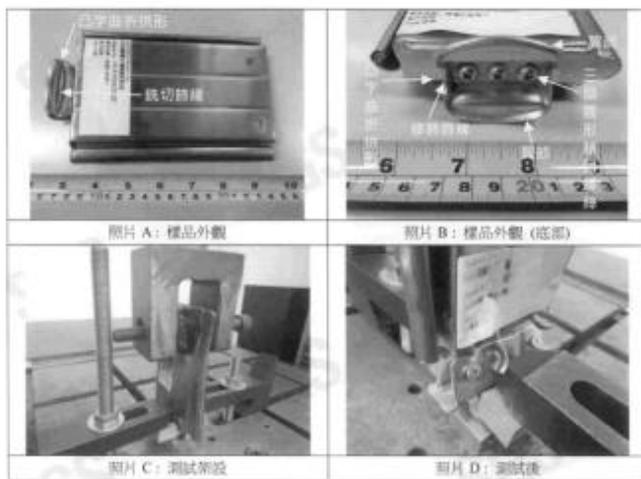


添付資料 2 : 証拠 2、3、5 の主な図面

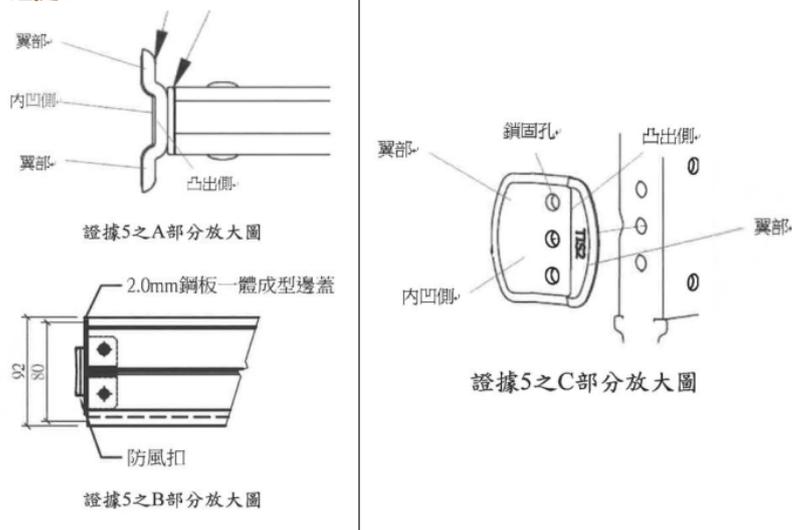
証拠 2 サンプルの写真



証拠 3 サンプルの写真



証拠 5



## 02 著作権

### ■ 判決分類：著作権

#### I テレビチャンネルの著作権を侵害、台湾安博の創業者に懲役 4 年、損害賠償 1.3 億新台幣ドルの判決

#### II 判決内容の要約

台湾新北地方裁判所刑事付帯民事訴訟判決

【裁判番号】 112 年度智重附民字第 3 号

【裁判期日】 2024 年 2 月 27 日

【裁判事由】 著作権法

原告 愛爾達科技股份有限公司 (ELTA Technology Co., Ltd.)

被告 台湾安博企業有限公司 (Unblocktech Taiwan Co., Ltd.)

代表者兼被告 黃博詮

上記被告は著作権法違反等事件（本裁判所 112 年度智訴字第 3 号）により、原告は刑事付帯民事訴訟を提起して損害賠償を請求し、本裁判所は 2023 年 11 月 15 日に口頭弁論を終え、次の通りに判決する。

#### 主文

- 一、被告は、原告に対し、連帯で 750 万新台幣ドル、及び被告台湾安博企業有限公司は 2023 年 8 月 7 日から、被告黃博詮は 2023 年 7 月 26 日から、いずれも支払い済みまで、年 5 分の割合による金員を週ごとに支払え。
- 二、本判決第一項については、原告が 750 万新台幣ドルを以って被告に担保を立てたとき、仮執行をすることができる。ただし被告が 750 万新台幣ドルを以って原告に担保を立てたときは、仮執行を免れることができる。
- 三、原告のその余の請求及び仮執行宣言申立てをいずれも棄却する。

#### 一 事実要約

被告黃博詮は中国大陸地区の氏名不詳、自称「許先生」（訳注：「Mr.許」の意味）という人物及びそれが属する中国犯罪グループのメンバーと、共同で販売を目的として無断で複製、公衆送信という方法で原告の「愛爾達體育一台」、「愛爾達體育二台」、「愛爾達體育三台」等のチャンネル番組の著作財産権を侵害するという犯意の連絡をとり、被告黃博詮が「愛爾達電視」の会員アカウントとパスワードを「許先生」に提供し、会員に配られる配信証明 M3U8 ファイルを取得し、これで上記チャンネルの番組の信号を収集し、デコーダーでネットワークパケットに変換して複製し、ネットワークを通じてサーバにアップロードし、「安博盒子」にインストールされた「UBTV」、「UBLIVE」等のアプリで上記チャンネルの不特定多数の者が鑑賞できるように公衆放送して、原告の「愛爾達體育一台」、「愛爾達體育二台」、「愛爾達體育三台」等チャンネル番組の著作財産権を侵害した。台湾新北地方検察署は 110 年度偵字第 45656 号、111 年度偵字第 50541 号、111 年度偵字第 60128 号、111 年度偵字第 60130

号を以って公訴した。

## 二 両方当事者の請求内容

### (一) 原告の請求：

1. 被告等は、原告に対し、連帯して金 1500 万新台湾ドル及び起訴状副本送達の日から支払い済みまで、年 5 分の割合による金員を支払え。
2. 被告等は、連帯して費用を負担し、本件判決書の主文及び事実の部分を、同日に、中国時報、聯合報及び自由時報の第一面の半十サイズ（訳注：新聞一面を縦横で割り四分の一にしたサイズ）に各 1 日掲載せよ。
3. 第一項の請求について、原告は担保を条件とする仮執行宣言を求める。
4. 訴訟費用は被告の負担とする。

### (二) 被告の答弁：

1. 原告の訴え及び仮執行宣言申立てを棄却する。
2. 不利な判決を受けたときは、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

## 三 判決理由の要約

(一) 刑事訴訟法第 500 条には、付帯民事訴訟の判決は、刑事訴訟の判決により認定された事実に基づいて、被告黄博詮が台湾安博公司を設立し、2017 年 9 月 29 日から 2021 年 10 月 7 日に検挙されるまで、被告台湾安博公司、訴外人盛智公司、安博智能公司の名義でセットトップボックス (STB) を国家通訊傳播委員会、經濟部標準検査局が委託する検査機関の検査に送って、検査に合格した後、NCC 型式認証合格ラベル、BSMI 商品検査マークの様式（訳注：認証マークや識別番号など商品に表示すべき内容などを含む）を「許先生」等に提供し、「許先生」等が中国大陸地区で生産した「安博盒子」に表示した後、黄博詮とライセンス契約を結んで輸入手続きを行う台湾地区の代理店に出荷し、代理店がさらに川下の販売店又は小売店に転売し、実体店舗又はネットサイトで消費者に販売して利益を上げた。被告黄博詮は原告等会社に許諾を得ず、友人である洪子喬、徐柏揚に「四季線上」、「愛爾達電視」、「LiTV」のオーバー・ザ・トップ・メディアサービス (OTT) 会員アカウントを取得させ、「許先生」等はこの配信証明で原告の付表番号 1 に示されるチャンネル業者の映像著作物の有線テレビチャンネル信号を収集し、デコーダーでネットワーク packets に変換して複製し、すぐにインターネットを通じてクラウドサーバにアップロードし、さらに「安博盒子」にインストールされた「UBTV」、「UBLIVE」等の専用アプリでリアルタイムに放映されている番組を視聴する消費者に公衆送信し、「愛爾達體育一台」、「愛爾達體育二台」、「愛爾達體育三台」等チャンネル内の映像著作物の著作財産権を侵害した。この部分は本裁判所の 112 年度智訴字第 3 号刑事判決により明確に認定されており、原告等会社が被告には前述著作財産権侵害の事実があるという主張は認定するに堪える。

(二) 被告黄博詮にはすでに原告等の著作財産権を侵害した事実があり、原

告等は著作権法第 88 条第 1 項、公司法(会社法)第 23 条第 2 項規定により被告黃博詮、台湾安博公司に連帯して賠償責任を負うよう請求することには、確かに根拠があるものである。

(三) 裁判所は当該規定（著作権法第 88 条第 3 項）により損害賠償額を斟酌して定める時、1985 年 7 月 10 日制定及び 1992 年 6 月 10 日改正の原則を踏襲すべきであり、侵害された著作物 1 点当たりの下限を 1 万新台湾ドル、上限を 500 万新台湾ドルとして計算のベースとすることで、著作権法が裁判所による損害賠償額の斟酌算定に関する立法趣旨に適合するものとなる。調べてみると、次の通りである。

1. 本件は被告黃博詮を除き、「許先生」は中国大陸地区の人民であり、かつ出廷しておらず、それらの本件侵害行為により得た利益の額は調査するのが困難であり、原告等はその実際の損害額を証明することが容易ではなく、原告等は著作権法第 88 条第 3 項の規定により、本裁判所に侵害の情状を斟酌して賠償額を算定するよう請求することは根拠があるものである。

2. このため被告黃博詮が「許先生」等の犯罪グループに参加して、権利侵害の垂直産業チェーンを共同で形成し、一般民衆の法令遵守の概念を混乱させ害し、その期間が 4 年以上に達し、著作財産権侵害の数量が多く、毎年 100~200 万新台湾ドルの利益を得たこと等と自供している。かつ被告及び「許先生」等は安博盒子を以って故意に国境を越えた信号窃取行為を行い、その期間は 4 年にも及び、原告の上記チャンネル内の番組に対して、故意に為され、且つ情状が重大である権利侵害行為である。原告は会社法人であり、被告黃博詮の学歴は大学卒業で、土地開発に従事していると自供しており、被告台湾安博公司の代表者であり、双方の経済力並びに本裁判所の刑事判決で被告人黃博詮に懲役 4 年、被告人台湾安博公司に 100 万新台湾ドル等の刑が科す判決が下されていること等の一切の情状を斟酌した結果、原告がそれぞれ被告に賠償を請求できる金額は、著作権法第 88 条第 3 項後段により、斟酌して 1 チャンネル当たり 250 万新台湾ドルと算定するのが妥当である。

(四) 著作権法第 89 条には、被害人は、侵害者に、費用を負担して判決書内容の全部又は一部を新聞紙、雑誌に掲載することを請求することができる」と規定されている。ただし本件はすでに審理を経て判決が下されており、本裁判所は被告が上記損害賠償責任を負うべきであることを斟酌すると、客観的に原告がこれにより受けた損害を補填するのに十分であり、また裁判所の判決はいずれもすでにネット上における大衆の自由閲覧や新聞報道に供されているため、双方の争議は十分に明確であるはずである。したがって、原告が被告に対し、連帯して費用を負担し、本件判決書の全部の内容を訴えの趣旨に示される新聞に掲載するよう請求することは、必要がなく、棄却すべきである。

以上の次第で、知的財産事件審理法第 54 条第 1 項、第 63 条第 2 項、刑事訴訟法第 502 条第 1 項、第 2 項により、主文の通り判決する。

2024 年 2 月 27 日

刑事第十九法廷

裁判長 許博然

裁判官 王國耀

裁判官 洪韻婷

**TIPLO**  
Attorneys-at-Law

**TIPLO** 台灣國際專利法律事務所  
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所:

台灣10409台北市南京東路二段125號

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

---

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台灣國際專利法律事務所

© 2024 TIPLO, All Rights Reserved.